

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条より）

第1種 エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）

第2種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱及び結核

第3種 コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症

平成21年4月1日より「学校保健法」が改正され「学校保健安全法」となりました。
それに伴い従来の「学校伝染病」の表記が「学校において予防すべき感染症」に変更されました。